

# 令和5年度 三重県高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業補助金 募集要領

## 1 目的

高齢者をはじめとする県民や来訪者の移動手段確保のため、市町等が行う交通分野と福祉分野等が連携した事業や、次世代モビリティ等を活用した事業を県モデル事業として支援することにより、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保につなげる。

## 2 実証事業の要件

以下の(1)、(2)いずれかの地域において行われる、それぞれの実情に応じた持続可能な移動手段の確保のための事業であること。

### (1) 郊外型団地等都市地域

高齢化が進む郊外型団地など、バス路線がある地域であっても、バス停からの移動手段の確保や、バス運転士不足による路線バスの維持が課題となっており、これらの課題に対応する取組

### (2) 交通不便(空白)地域

交通不便地域など、人口減少や運転士不足などにより、バス路線や鉄道、タクシーなどが無い地域では移動手段そのものの確保が課題となっており、これらの課題に対応する取組

## 3 補助対象事業

上記2(1)、(2)の課題に対応する以下の事業であって、県内各市町のモデル事業として展開できる事業(国の補助事業を除く。)に係る経費

### (1) 福祉分野等と連携した移動手段確保事業

例:デイサービス送迎車を活用した住民輸送、介護保険訪問型サービス D を活用した住民輸送、医療分野や教育分野との連携による住民輸送など

※福祉分野など多様な主体との連携や地域での助け合い等により、移動手段の確保に取り組むものであること

### (2) 次世代モビリティ等を活用した移動手段確保事業

例:グリーンスローモビリティ等を活用した実証事業、自動運転バス実証運行、AI配車システムを活用したデマンド交通実証運行など

#### 4 主な補助対象経費

- ・実証事業車両のレンタル・リース費用
- ・実証事業車両の運行に係る費用
- ・実証事業車両の運行に係る委託費
- ・実証事業車両の操作方法の指導のための講習参加、任意保険料など安全面等に係る費用
- ・連携基盤システムの購入・開発費
- ・連携基盤システムの利用料
- ・AI 配車システムの購入・開発費
- ・AI 配車システムの利用料
- ・実証実験サービスの予約機能または配車機能を備えたパーソナルコンピュータ・タブレット端末のレンタル・リース費用
- ・キャッシュレス決済の導入に必要な導入・開発費
- ・キャッシュレス決済の導入に必要な端末のレンタル・リースに係る費用
- ・公共交通の現状やニーズに関する調査・分析、新たな交通手段の導入可能性の検証や実施計画立案などに係る委託費 (R5追加)
- ・検討、検証に係る有識者旅費・報償費

#### 5 補助率

補助対象経費の 1/2 (限度額1団体 300 万円・予算の範囲内での補助)

※これまでに実施済の当該モデル事業と同様の取組を、別の市町が実施する場合は 1/3(1 団体上限 200 万円)

#### 6 申請者の要件

- ・市町
- ・民間事業者 (R5追加)
  - ※ただし、市町の協議会等で協議対象とするなど、市町と連携する取組を実施する場合に限る
- ・補助対象事業の実施に関係する者により構成される協議会
  - ※ただし、民間事業者のみで構成される協議会による申請は不可
  - ※「補助対象事業の実施に関係する者」は、例えば以下の者が該当する。  
市町、交通事業者、観光・商業・医療・福祉分野等の事業者、  
地方運輸局、道路管理者、県警察、学識経験者 など
  - ※協議会は「道路運送法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 15 条の4 第2号に基づく地域協議会や「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成 19 年法律第 59 号)第6条に基づく法定協議会等を想定

## 7 事業の選定

### (1) 選定方法

以下(2)に示す基準を踏まえて選定する。

### (2) 選定基準

以下の観点を総合的に考慮して選定する。

- ・これまでに当該市町で実施してきた取組とは異なる点を持ち、かつ先進的な内容であること(新規性、先進性)
- ・当該事業が同じ課題を抱える他市町のモデルとなる内容であること(展開可能性)
- ・事業実施後の本格実施に向けて実現可能性が高いこと(継続性)

### (3) 選定件数

応募件数に応じて、予算の範囲内で選定

※予算総額を超過する場合は、一定割合による減額調整を行う場合もある。

## 8 応募申請について

### (1) 申請方法

申請様式(様式1)に記入して電子メールにより提出する(Microsoft Word 形式)。

※必ず電話等により到達確認を受けること。

また、地図や参考資料についても、極力提出すること。

### (2) 提出先

三重県地域連携・交通部交通政策課([kotsu@pref.mie.lg.jp](mailto:kotsu@pref.mie.lg.jp))

〃 担当:山本([yamams09@pref.mie.lg.jp](mailto:yamams09@pref.mie.lg.jp))

※上記の所属と担当あて送信してください。

### (3) 募集期間

7月19日(水) 必着

### (4) 当面のスケジュール(予定)

- ・令和5年7月19日(水):募集締切
- ・令和5年8月上旬:選定結果の通知
- ・令和5年8月中旬以降:交付申請受付開始

## 9 選定後の交付申請

応募申請書類の選定結果は、応募した申請主体に個別に通知する。

選定された申請主体は、選定後速やかに、「三重県高齢者等の移動手手段の確保に向けた地域モデル事業費補助金交付要領」に定める様式により、三重県知事に補助金の交付を申請する。交付申請に係る手続きは、別途指示する。

## 10 応募にあたっての留意点

- 補助金の交付決定より前に着手した実験やシステム開発等の業務は補助対象経費には含まれない。
- 実証実験の実施にあたっての手順やノウハウ、システムの詳細、交通安全対策、実験結果、課題の分析結果などモデル事業の成果については、横展開を図るため、マニュアルとしてとりまとめ全市町に提供する。
- 本事業については令和6年3月31日(日)までに完了するものを対象とする。